

平成29年6月12日

株主各位

兵庫県豊岡市千代田町1番5号
株式会社 但馬銀行
取締役頭取 倉橋 基

株券廃止会社への移行についてのご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、会社法（第214条）では、株式会社は原則として株券不発行となっており、上場会社においては既に平成21年から株券電子化が実施されております。

このため、当行でも会社法の原則に則り、株券保管にともなう負担軽減と紛失・盗難リスクの排除および株式事務の合理化を図るため、平成29年6月29日（木）開催予定の第202期定時株主総会において、平成29年9月1日（金）を効力発生日とする当行定款の一部変更にかかる議案を付議することにいたしました。

この定款の一部変更議案が承認されることを条件として、平成29年9月1日（金）をもって当行は株券廃止会社に移行し、当行が発行している株券は全て無効となります。

今後、当行は、新たに株券を発行しないこととなりますが、株主様の権利につきましては、これまでと何ら変わることはございません。

また、当行が株券廃止会社に移行するに際し、株券の提出を含めた株主様のお手続は一切不要です。

なお、今後のお取り扱いに関して、株主様から想定されるご質問とご回答を別紙でご案内させていただいておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

敬具

【本件に関するお問い合わせ先】

〒168-8620

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

日本証券代行株式会社 代理人部

TEL：0120-707-843（フリーダイヤル）

株券廃止会社への移行に関するQ & A

Q 1. 「株券廃止会社」とはどのようなことでしょうか？

株券を発行する旨の定款の定めを廃止することをいい、当行は、平成29年6月29日開催予定の当行第202期定時株主総会において、平成29年9月1日（金）を効力発生日とする当行定款の一部変更にかかる議案を付議することにしております。

この定款変更にもない、既に発行している当行の株券は平成29年9月1日（金）をもって全て無効となり、株主名簿に記載されている株主様のみが株主の権利を行使できることとなります。

Q 2. 株券廃止会社へ移行することで、株主として手続することはありますか？

株券のご提出を含めた株主様のお手続は一切不要でございます。

Q 3. 株券廃止会社へ移行することで、株主としての権利はどうなりますか？

株主様の有する株式の内容につきましては、これまでと何等変わることはございません。今後は株主名簿の記載に従い、当行に対して権利を行使いただくこととなります。

Q 4. 手元にある株券はどうしたらいいのでしょうか？

発行済みの株券は、平成29年9月1日（金）をもって無効となりますので、無効株券の流通防止の観点から、同日以降にお手元の当行株券をハサミで裁断するなどして全て廃棄処分していただきますようお願い申し上げます。

Q 5. 株券廃止会社へ移行することで、名義書換の手続はどうなりますか？

従前は、株券の提出が必要でしたが、今後は、株券を提出する代わりに、当行所定の「株式名義書換請求書兼株主票（株券廃止会社用）」により、株式を譲渡される方（売主）と譲受される方（買主）が共同（お二人のご署名とお届出印によるご捺印が必要になります。）で、当行の株主名簿管理人（日本証券代行株式会社）あてに名義書換のお手続をしていただくこととなります。

Q 6. 前の名義人と共同で名義書換の手続が出来ない場合はどうしたらいいのでしょうか？

下記の何れかの場合で、単独での名義書換をご希望の方は、当行または当行の株主名簿管理人（日本証券代行株式会社）にご相談いただきますようお願い申し上げます。

- ① **株式取得者様が裁判所で名義書換を認める確定判決を得ている場合**
確定判決の正本または謄本を添付し、当行を通じて当行の株主名簿管理人（日本証券代行株式会社）に名義書換の手続をしていただくこととなります。
- ② **株式取得者様が一般承継（相続、会社合併、会社分割等）により株式を取得された場合**
承継内容ごとに各々の証明書類を添付のうえ手続が必要となりますので、当行を通じて当行の株主名簿管理人（日本証券代行株式会社）あてにご連絡いただくこととなります。
- ③ **株式取得者様が競売、株式交換、株式移転等により株式を取得された場合**
各々の証明書類を添付のうえ手続が必要となりますので、当行を通じて当行の株主名簿管理人（日本証券代行株式会社）あてにご連絡いただくこととなります。

Q 7. 平成29年9月1日（金）以降でも株券の現物を持っていけば、譲渡人の署名・捺印が無くても名義書換はできますか？

残念ながら名義書換はできません。前述のQ 5またはQ 6のいずれかのお手続が必要となります。

**Q 8. 株券が無くなり、本当に株主名簿に記載済みの株主であるのか不安なので、株主である証明書が欲しい。
また、実際に株主であることの証明書が必要になった場合はどうしたらいいのでしょうか？**

今回の廃止に際しまして、当行の株主名簿管理人であります日本証券代行株式会社から、平成29年9月1日現在の所有株式数を証する通知が郵送されますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

また、「株主名簿の記載に関する証明書」（会社法第122条に基づくもの）の発行を必要とされる場合は、当行にご連絡いただければ発行いたします。

なお、発行に際して実費がかかる場合には、ご依頼のあった株主様にご負担いただくこととなります。

Q 9. 株券を所有しているのですが、自分名義になっていません（いわゆる失念株主様）が、名義書換をするにはどうしたらいいのでしょうか？

平成29年9月1日（金）以降は、前述のQ 5またはQ 6のいずれかのお手続が必要となります。

Q 10. 名義書換をしていない株券を紛失した場合はどうしたらいいのでしょうか？

平成29年9月1日（金）をもって当行株券はすべて無効になりますので、喪失登録に関するお手続は不要ですが、早急に名義書換をしていただく必要があります。お手続方法につきましては、前述のQ 5またはQ 6をご参照ください。

Q 11. 何も手続をしなくても、株主総会の案内や配当を受け取ることはできますか？

株主名簿に記載されている株主様であれば、何等問題なく受け取ることが出来ますので、ご安心ください。

以 上